

地方分権改革推進会議

事務・事業の在り方に関する中間報告

自主・自立の地域社会をめざして

政府の地方分権改革推進会議（議長・西室泰三株式会社東芝取締役会長）は、六月十七日、小泉純一郎内閣総理大臣に対し、「事務・事業の在り方に関する中間報告」をとりまとめ提出した。

同会議は、昨年七月九日の初会合から、本会をはじめ関係者からのヒアリング等を実施、昨年十二月には、「中間論点整理」を公表し、本年に入ってから引き続き事務事業の在り方の見直しに重点を置いて審議を重ね、分野ごとの論点についての基本的な改革の方向について整理を行ったもの。

なお、六月二十五日には、小泉内閣総理大臣から、同会議に対し事務事業の在り方や国庫費補助負担金の廃止等に関する原案を本年十月までに作成するよう指示が出された。（九頁参照）「中間報告」の概要は以下のとおり。

はじめに

地方分権改革についての基本的考え方等

1、基本的考え方

これからの分権改革は、国と地方における財政の危機的状況の一層の深刻化、地方公共団体における新たな試みを展開する気運の高まり、少子・高齢化の急速な進行等の新たな環境変化を前提とすることが必要。

国と地方の役割分担を明確にし、地方公共団体が地域住民のニーズに応じて自主的、自律的かつ効率的に行政運営を行いうるよう、自己決定・自己責任の原則に基づいた自立的な行政システムの構築を目指すべき。

分権型行政システムは、国と地方における行政改革や行政のスリム化にも資するもの。また、国主導の右肩上がりの「成長」を前提とした行政システムから、「持続可能な」システムへの転換を図るもの。

「国土の均衡ある発展」の名の下に国の関与や規制が正当化されるべきではなく、自立できる条件の下で、それぞれの地方公共団体が、知恵と工夫を競い合う生産的な競争を通して、地域の個性と活力を發揮し、質の高い社会の形成に資するシステムを構築すべき。

2、改革の方向

「補完性の原理」に基づき、事務の性質に応じて担い手としてふさわしいレベルの地方公共団体や

国へ事務権限を配分する、すなわち国と地方の役割分担を適正化するべき。

我が国は既に多くの分野でナショナル・ミニマムを達成しているとの前提に立ち、追求すべき行政上の目標は、国が設定するナショナル・ミニマムの達成から、地域住民のニーズに応じて、地域が選択する、地域ごとの最適状態を意味するローカル・オプティマムの実現へと転換すべき。

地方公共団体が、地域住民のニーズに応じて最適な組合せで総合的かつ柔軟に政策を立案し、事業を実施していくためには、省庁ごとに存在している国の関与・規制を縮減し、国の縦割り行政から解放することにより、地域における行政の総合化を推進すべき。

地方公共団体が、地域住民の意向を汲んで創意工夫に富んだ政策を立案し、施策を選択、実施できるシステムを形成すべきであり、それを阻害する国の関与・規制は不断の見直しが必要。それぞれの地域が、知恵とアイデアの地域間競争を行うことにより、国全体としての活力も向上。

地方において、受益と負担の関係を明確化することによって、地域で住民が負担との関係で歳出入に合理的な判断を行い、資源の



活 動

適正配分が図られるシステムを構築していくことが必要。こうした観点から、まず、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大する。これを踏まえ、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分の在り方を三位一体で検討すべき。

国と地方が「対等協力」の関係にあることを前提として、国が地

地方分権改革推進会議中間報告で会長談話

地方六団体

地方分権改革推進会議が、六月十七日、小泉純一郎内閣総理大臣に対し、「中間報告」を提出したの受け、全国町村会等地方六団体は、会長談話を発表した。その内容は次のとおり。

地方分権改革推進会議の中間報告について

〔会長談話〕

地方分権改革推進会議におかれては、昨年七月の発足以来今日まで、第一次分権改革の成果を踏まえて、精力的に調査審議を行ってこられたことに對し心から敬意を表する。

今回の中間報告においては、国と地方の役割分担に応じた事務事業の在り方について、「地方にできることは地方に委ねる」との原則に基づき、内政の主要五分野について基本的な改革の方向が示されており、地方分権改革の更なる推進という見地から、基本的に評価できるものと考えている。

今後、事務事業の在り方についての基本的な見直し方針とそれに沿った具体策が地方公共団体側の意

方に関わる制度の創設、計画の策定、負担の決定等を行う場合、また地方の個別事務事業に関わる決定等を行う場合には、透明で公正な手続きに従って行われるとともに、地方に発言の機会ができる限り確保されるべき。

3、事務事業の見直しに当たっての一般的な指針

事務事業の見直しに当たっての

- ・ 一般的な指針は以下のとおり。
- ・ 現在の社会経済状況にふさわしいものへの見直し等新たな変化への対応
- ・ 社会資本形成における国と地方の役割分担の見直し
- ・ 国の関与・規制の事前から事後への転換等
- ・ 同種の事務事業の統合化等
- ・ 補助金等の廃止、一層の統合化

見を十分に反映して取りまとめられるよう期待したい。

また、自己決定・自己責任の原則に基づく地方分権改革を実現可能なものとするためには、その裏付けとして地方財政の基盤の確立が不可欠である。そのため、国と地方の役割分担に応じた税源移譲等による地方に在り方については、国から地方への税源移譲等による地方税財源の充実確保について積極的に取り組まれるよう期待する。

平成十五年度の予算編成・地方財政対策等に当たっても、国と地方の役割分担を踏まえ真に地方分権の進展につながる地方行政制度の改革が行われるよう強く期待するが、我々としても、これまでの地方分権の諸制度改革の成果を十分活かすとともに、住民の負託に応えられるよう行政改革に積極的に取り組むなど行政体制の整備・確立を図り、個性豊かで活力に満ちた自主・自立の分権型地域社会の実現に向け、今後とも最大限努力していく所存である。

新たな規制や負担の決定における地方の参画の確保

事務事業の分野別の基本的な見直し方針

- 1、社会保障：地域主義、地域福祉の一層の推進に向けて

これまでの分権改革の流れの中で、社会保障関係の事務事業の多くは既に地方に移管され、「地域主義」住民に身近な地域において必要なサービスをきめ細かく提供できる体制作り」の推進も図られている。しかし、実施は地方に委ねられていても、地方の裁量の余地は限られたもの。

社会保障制度の根幹にかかる部分は国が負うべきものとしても、人々の日々の暮らしに密着した行政は住民に身近な行政主体である地方が担うべきものであることから、地域の実情や特性、地域住民の判断と選択を踏まえた実施が可能となるよう、多くの権限と責任を国から地方へ委ねていくべき。このような観点から、地域の実情に応じた総合行政を進めていく上で障害となっている国の関与を積極的に見直すべきであり、幼保一元化問題についても、幼稚園教諭と保育士の資格の一元化等を検討すべき。

また、必置規制に代表される組織や人員に関する国による義務付けは極力廃止、縮減に努めるべきであり、保健所長の医師資格要件については、これを廃止すべき。

さらに、国が地方に義務付けている「最低限の基準」については、その必要性を経常的に見直していくべき。例えば、保育所の調理施設設置の国による義務付けはこれを見直し、地方の判断に委ねるべき。

2、教育・文化・地域の教育力発揮のために

教育・文化の分野における今後の分権改革は、各地域における学校教育の在り方まで包含した上で「地域の教育力」を十全に発揮できるようにするために、国と地方の役割分担と地方の事務に対する国の関与はいかにあるべきかという問題意識の下に進められるべき。

国の関与の見直しの中心は、初等中等教育、中でも義務教育分野。学習指導要領の大綱化や学級編制の弾力化等を通じた国の関与の縮減を一層進めるとともに、かかる国の関与の縮減に伴い、国と地方の経費負担の在り方についても見直すべき。

具体的には、教員配置等に関する地方の自主的判断を可能とする

観点から、義務教育費国庫負担制度の見直しを検討すべきことを提言。例えば、教員の給与ではなく何らかの客観的指標に基づく交付金制度への移行等につき検討を進めるべき。

更に、将来的な課題として、義務教育に対する国の関与の在り方を見直しにおいて、国の関与を極力なくし基本的に地方に委ねてよいというのであれば、経費負担の問題にも十分留意し、義務教育費国庫負担金の一般財源化をも念頭に置きつつ検討を行っていくべき。

今般の大学改革で国立大学が法人化されるに伴い、準拠すべき国立学校教育職俸給表がなくなるため、教育職地方公務員の給与体系の見直しが必要となっているが、給与体系の見直しに当たっては、より弾力的、機動的な教員の人事や処遇が可能となるような人事・給与体系とすべき。

生涯学習、社会教育の分野に関しては、地方に対する国の関与は抜本的に見直すべき。国は国の施設の運営・管理や調査研究、情報提供等に役割を特化すべきであり、地方公共団体や民間への支援を通じた国の関与は全て見直し対象とし、順次縮減していくべき。

3、公共事業…社会経済情勢の変化を踏まえた公共事業の見直し

(1) 総合的事項

公共事業を巡る環境は、この10年間に激変。今後の公共事業に係る国と地方の役割分担を考えるに当たっては、社会資本整備水準の大幅な向上、財政状況の著しい悪化、長期的な人口の減少傾向及び公共事業に対する国民の不信感の増大という環境変化を十分認識すべき。

国民から見ると透明性が高く公正で信頼できる公共事業の仕組みとするためには、事業主体が明確な基準により定められていることが必要。河川及び道路についての法令上の基準は、次期道路整備五箇年計画及び次期治水事業五箇年計画の策定過程において必要な作業を行い、制定されるべき。

国が公共事業関係長期計画の在り方を検討する際には、補助事業は地方が事業主体となって実施するものであることを考慮に入れた対応を、また地方が事業主体となる事業については既存施設の維持更新投資の見込み等をできる限り明らかにしていく方向で検討すべき。

直轄事業について、国と地方の役割分担や受益と負担の関係をよ

り透明なものとするため、国から地方公共団体への情報開示の基本的事項の制度的な明確化を行うとともに、直轄事業の実施に関し国と地方公共団体との事前協議制度の導入を検討すべき。

国の関与する事業は限定し、地方の主体性を生かした社会資本整備に転換する観点から、国庫補助負担事業の廃止・縮減を実施に移すべき。また、国と地方の関係をより透明なものとするため、補助事業に係る公共事業再評価システムの位置付けや複数省庁が所管する公共事業の調整の在り方の明確化、統合補助金の運用・関与の改善等の諸課題について検討すべき。

社会資本の管理に係る国の関与を縮小するとの観点から、特定重要港湾の入港料等について、国の関与の在り方を見直しを検討すべき。

(2) 個別分野に係る事項

全国総合開発計画等については、効果や影響が全国的、広域的な範囲に及びプロジェクト等を記述の対象の基本とするなどその簡素合理化を図るべき。

総合保養地域整備法については、今後の進捗の見込みがなく実現性が乏しくなっている地域の同意基本構想の廃止等、制度の根本

活 動

に立ち返った見直しを検討すべき。

都市計画及び農地転用については、地方公共団体からの権限移譲要望等を踏まえ、制度改正から五年以内を別途にその定着状況を速やかにフォローアップを行うこととし、その結果に応じて見直しを検討すべき。

砂防指定地及び地すべり防止区域の指定については、都道府県への権限移譲について検討すべき。

道路の構造については、地域の実情に応じた道路整備を進める観点から、道路構造令等の基準を含め見直しを検討すべき。

住宅建設計画法に基づく住宅建設計画の枠組みについて、都道府県計画に対する国の関与と内容を含め、現行五箇年計画の期間中の見直しを検討すべき。

都市公園制度については、地域の実情に応じた公園整備を進める観点から、都市公園の設置基準等の見直し等を検討すべき。
下水道については、維持管理の民間委託の促進方策、下水道施設基準について早急に検討を進めるべき。

農業生産基盤の整備については、今後とも国の役割を重点化する方向で検討すべき。

民有林管理について、地域の実

態を踏まえて地方公共団体がより自主性を発揮できるような方向性を検討すべき。

廃棄物対策については、現在暫定的に法定受託事務とされているが、これを法定受託事務とするためには、最終処分場の確保や不法投棄対策に対する国の関与の強化、県域を越えた問題への対応するために必要な措置の実施など国の責任強化の方向の明確化が必要。

地方三公社の在り方については、特殊法人改革の動向等を踏まえ、引き続き検討。

(3) 二十一世紀の社会資本整備に関する提案

社会資本整備水準の大幅な向上等環境が大きく変化したことを考えると、国と地方の税財政制度の基本的な改革の方向も展望に入れつつ、二十一世紀を見通した新たな時代の公共事業の在り方について、現時点でその根本からの見直しも視野に入れた検討を開始すべき。

社会資本整備の在り方については、あるべき国土像等についての国民的なコンセンサス、財源の在り方、経済や財政制度等幅広い観点から、政府において検討されるべきであるが、そうした前提の上で、今後の社会資本整備に係る国

と地方の役割分担について、以下を提案するもの。

現在の社会資本整備の仕組みは、国と地方の様々な資源を効率的に動員するため、地方公共団体が実施する補助事業等も国が全国的な計画の下にコントロールしており、このような仕組みからの脱却が必要。

大規模な災害復旧事業等を除き、原則として国と地方がお互いに自立し、自らの責任分担分野における公共事業を自らの責任において執行する仕組み、すなわち国と地方が適切な役割分担をした上で、それぞれの財源によって建設、維持管理、更新を企画立案から実施まで一貫して行う仕組みを考えていくべき。

今後、関係省庁との協議を行いながら、二十一世紀の公共事業の姿を目指して引き続き審議。公共事業の改革は、広範囲に大きな影響をもたらすとともに、息の長い取り組みが必要なものであり、慎重な検討が必要。

4 産業振興・地域の創意工夫を活かした産業づくりと地域の活性化

産業政策においては、国は真に戦略的に考えるべき分野に集中する一方、地域が自己決定権をもつて自主的な判断の下に行う地域の

特色ある産業づくり、地域の活性化等に関する国の関与は縮小し、できる限り地域間の競争に委ねていくことが、地域産業の活性化のために必要。

農林水産業振興施策、農村、山村、漁村振興施策については、農業者等の自主性に委ねる分野、地方が責任を持ち国が関与しない分野、国が関与し責任を持つ分野の棲み分けを可能な限り予見可能な形で明確化する努力が必要。

農業改良普及制度については、改良普及員の心置規制や農業改良普及手当に関する規定の在り方、一般財源化を含め、協同農業普及事業交付金の交付の在り方等について検討すべき。

農業委員会については、農地面積の小さい市町村においては廃止を含めた見直しを進めるとともに、広域連携を積極的に推進すべき。さらに、市町村合併の進展を踏まえた心置基準等の見直しの検討と併せ、一般財源化を含め、農業委員会交付金の交付の在り方等について検討を行うべき。

BSE問題に関連し、今後、食品の安全性に関わる法律について所要の改正が行われることとなっているが、法の施行を行う地方公共団体の現場で、食品安全行政が自主的・総合的に実施できるよう

活 動

な仕組みを検討することが必要。
 中小企業政策についても、今後とも国と地方の役割分担を明確化していくとともに、全国レベルの高度な技術力を有する中小企業への技術開発支援、全国的規模・視点で行われることが必要な施策、中小企業の競争条件の整備等に国の役割を重点化していくことが必要。

5、治安その他

警察官の政令定数制度については、実数で定める現在の制度が必要であるか、緩和の余地がないか等、様々な議論があったが、現時点で、今後の在り方について見直しの具体的方向性を示すような状況にはない。今後、税財政制度の在り方の検討に際しては、引き続きその在り方に留意していくことが必要。

都道府県警察の組織に関する関

新任都道府県町村会長の略歴

徳島県町村会は六月十二日の定期総会で次のとおり会長を選出した。(六月十三日就任)

徳島県町村会長
 美馬郡穴吹町長

佐藤 宏史
 昭和十年四月二十日生



【住所】徳島県美馬郡穴吹町穴吹字井手端一番地

【町長に当選するまでの経歴】 昭和三十三年穴吹町議会議員 昭和五十六年穴吹町農業委員会会長 昭和五十九年穴吹町農業協同組合長 昭和

六十二年穴吹町長

【町長としての当選回数】 四回

【町村会関係の経歴】 平成元年美馬郡町村会副会長 平成三年美馬郡町村会長 平成五年徳島県町村会副会長

【主な業績】 三島中学校・穴吹中学校校舎改築 初草小学校校舎・体育館改築 三島小学校体育館建設 学校給食センター建設(移転) 町民体育館・スポーツ広場建設 四八国体二競技(クレール射撃・レスリング)開催 公営住宅中島団地建設 若者定住促進住宅用地整備 高齢者生活福祉センター建設 保健センター建設 清流の里交流会館・ブルーヴィラあなぶき」建設 農業集落排水施設整備 特定環境保全下水道事業着工 穴吹川堤防工事及び市場橋改築 七七七特別記念イベント開催

【趣味】 読書、スポーツ

【家族】 妻、母

与については、各都道府県が組織をより機動的に整備できるよう、内部組織の基準をより柔軟なものとするなどについて積極的に検討を進めるべき。

交通安全対策特別交付金制度については、税財政制度の在り方の一環として、引き続き検討。

消防制度については、市町村消防の原則に則って運営。今後、地域の状況に応じて、自らの地域を自らの手で守るといふ消防・防

災の趣旨、地方分権推進の観点も踏まえ、市町村消防の原則を基本的に維持していくべき。
 常備消防の設置義務市町村を政令で指定する制度及び救急の実施義務市町村を政令で定める制度は、地方分権の趣旨や常備化等が相当程度進捗していること等にかんがみ、市町村の判断によることを基本に抜本的な見直しを検討すべき。

「消防力の基準」については、各市町村で消防力の確保を図るための指針としての性格を踏まえつつ、消防行政を取り巻く状況の変化に応じた見直しを行うとともに、さらに、分かりやすく簡素化を図る等の見直しを検討すべき。

市町村消防を補完する大規模・特殊災害時等の都道府県を越える支援(緊急消防援助隊等)に対す

る国の役割分担について、法令上その位置付けを明確化し、充実することを検討。

おわりに

事務事業の在り方の見直しについては、今後関係省庁との協議を行い、意見を取りまとめ。それを踏まえ税財源配分の在り方について検討するとともに、地方行政体制整備についても検討。

分権型社会の実現のためには、多くの課題が残されており、その実現は容易ではないが、あるべき姿に近づくことができるよう、引き続き最大限の努力を傾注。

1カ月でもふやせる、引出せる



ピット

- お預入れは10万円以上1万円単位。
- 原則、毎月26日に予定配当率を見直します。

安田信託銀行

政 策

● 骨太方針第2弾 ●

経済財政運営と構造改革に関する 基本方針2002の概要

政府は六月二十五日、経済財政諮問会議が二十一日に答申した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002（骨太方針第二弾）」を閣議決定した。

この「骨太方針第二弾」は、昨年六月二十六日に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（骨太方針第一弾）」の成果の上に立ち、経済と財政の改善傾向をさらに確実なものとし、改革の第二段階を明らかにするために出されたもの。経済活性化戦略、税制改革、歳出改革を三位一体で推進していくことなどを盛り込んでいる。

地方に関しては、地方行政改革の強力が一つの大きな推進、国庫補助負担金・交付税・税源移譲を含む税源配分のあり方の三位一体での検討、市町村合併の促進・団体規模等に心じた事務や責任の配分の検討、等の方針が示された。また、小泉総理大臣は同日、今回の基本方針と地方分権改革推進会議の中間報告を踏まえ、国と地方の事務事業のあり方、国庫補助負担金の廃止等に関する原案を十月を目途に提出するよう指示した。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002（概要）

第一部 構造改革の推進と我が国経済社会の活性化

政府は、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（平成十三年六月二十六日）」を起点として構造改革を推進し、景気・雇用情勢に適切に対応してきた。こうした取組みにより、悪化傾向を続け

つ総合的な取組を行うとともに、構造改革特区の創設等の「経済活性化戦略」を推進し、「民間需要主導の本格的な回復軌道」に乗せる

第二部 経済活性化戦略

1、経済活性化戦略の基本的考え方
目的

(1)「選択と集中」による産業競争力強化

(2)規制改革を通じた「民業拡大」による市場創造

基本原則

(1)官から民へ

(2)事後監視型規制へ

(3)技術基盤の強化

(4)魅力ある市場環境整備

(5)多くの国・地域との連携

2、六つの戦略、三〇のアクションプログラム

(1)人間力戦略

・国立大学の非公務員型法人化による大学の国際競争力アップ

・IT国民皆教育

(2)技術力戦略

・ライフサイエンス等への資源の集中による技術基盤強化

・死の谷に橋渡しするプロジェクトベースの研究開発を推進

(3)経営力戦略

・倒産法制の見直し、産業再生法の強化による事業再編、産業再編の促進

・起業の促進・廃業における障害除去

(4)産業発掘戦略

・環境、バイオ、ナノ等の新技術の開発や市場化の推進

・安心ハウス等生活産業の創造
(5)地域力戦略
・構造改革特区の導入による規制改革の推進、地域の個性ある発展

・羽田空港の拡張等による国際競争力のある大都市の再生

(6)グロ・バル戦略

・FTAの推進

・対内直接投資や頭脳流入による競争力の強化

第三部 税制改革の基本方針

1、税制改革の必要性

・日本経済の強みの再構築
・企業と個人の活力を支えること

・ライフスタイルの多様化が進む中、一人一人の多彩な個性と能力の尊重

・地域と個性と自律性の尊重

・長期に持続可能な財政構造と社会保障制度の構築など

2、目指すべき経済社会と税制改革

・税制改革が目指すのは、「改革と展望」で示した経済社会の姿

・望ましい税制の条件は、「公平・中立・簡素」の三原則。今回の税制改革では、時代の要請に応じてこの三原則を「公正・活力・簡素」と理解

3、税制改革の視点

・経済の活力の回復を最重視

・多様なライフスタイルの下、国民一人一人が個性と能力を十分に発揮

・歳出改革と一体

・社会保障制度改革との整合性確保

・地方行政制度の改革と一体

・真に必要な場合には低所得層等に配慮

る経済と財政のトレンドに、一定の歯止めをかけることに成功した。
(本基本方針の目指すところ)

1、税制改革や地方行政改革、社会保障制度改革などを着実に推進し、「経済社会の活力」を高める。

「全ての人が負担し合う公正な社会」を構築

2、「負担に値する質の高い小さな政府」を実現するため、歳出改革を加速

3、「デフレの克服」を目指し、政府・日本銀行が一体となって強力が

府・日本銀行が一体となって強力が

府・日本銀行が一体となって強力が

府・日本銀行が一体となって強力が

府・日本銀行が一体となって強力が

府・日本銀行が一体となって強力が

政 策

過剰債務問題への対応が続く中で、依然デフレ傾向にある

・年度後半には企業収益の回復が見込まれ、設備投資が増加に向かうと期待されるものの、回復に向けての足取りは全般に緩やかであり、十四年度の経済成長(実質)はほぼ横ばいとどまる見込み

・十五年度については、全般的には回復過程にあると期待されるが、金融システム不安の払拭の遅れなどから脆弱な側面あり。物価については、下落から安定化に向かう

・今後は、循環面の回復を構造改革面から補強し、中期的に持続的な成長につなげることが重要

(2)デフレ対応をはじめとする当面の経済運営

・不良債権処理については、市場規律や厳格な資産査定の下、オフバランス化の具体的な処理目標、信託を含むRCCの機能の積極的な活用等累次の施策に則った処理を一層徹底する。債権等の流動化や証券化を促進し、平成十六年度には不良債権問題を正常化

・企業の再建・整理、産業再編等による産業サイドの構造改革の推進

・個人投資家の証券市場への信頼向上のためのインフラ整備等の証券市場の構造改革の推進

・活力ある金融システムの確立に向けて、金融システムの中期ビジョンを早急に取りまとめ

・金融機関の競争力・収益力の向上を促すため、地域金融機関の合併等を促進。預金者に信頼される金融シ

ステムの安定確保に万全を期す

・日本銀行による実効性ある金融政策運営を期待

・構造改革を通じて、企業の収益回復の動きを設備投資の拡大、新しい事業の展開などにつなげる

・経済活性化戦略、税制改革、歳出構造改革などを推進する

・基本方針の中で早急に実施できる事項を検討し、可能な限り早期に実施する

3、平成十五年度財政運営のあり方(基本的考え方)

・裁量的な支出の効率化・削減にとどまらず、予算の過半を占める非裁量的な、いわゆる制度予算・義務的経費を見直す。中央・地方府の一段の行政改革

・歳出改革と行財政改革を加速し、「負担に値する質の高い小さな政府」を早期に実現

・総理主導による意思決定システムを強化するため、予算編成のプロセスと手法の改革をさらに推進

(歳出改革の加速)

・非裁量的(制度・義務的)予算の大胆な改革、裁量的経費の「根元」からの洗い直し

・一般歳出及び一般会計歳出全体について実質的に「一年度の水準以下に抑制

・国債発行額についても、「三〇兆円」からの乖離をできる限り小さくする(「経済活性化戦略」に沿った新重点分野)

・人間の向上・発揮 教育・文化、科学技術、IT

・魅力ある都市・個性と工夫に満ちた地域社会

・公平で安心な高齢化社会・少子化対策

・循環型社会の構築・地球環境問題への対応

(その他の歳出分野)

・公共投資、社会保障、地方財政、農林水産関係、ODA、防衛、治安

・国庫補助負担金、総人件費等(予算編成プロセスと手法)

・総理主導による意思決定システムを強化(諮問会議を活用しつつ、総理が基本方針を示し、各大臣が責任を持って各省の政策・歳出を「根元」から変革)

・目的・効果のわかりやすい予算とすするため、厳格な政策評価・事業評価を実施、それぞれの重点分野に対応する予算を府省を通じて整理(マトリックス型の手法)

国と地方の関係について 内閣総理大臣指示

地方分権改革推進会議から、先日、中間報告をいただいたところだが、あらためて、本日閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」を踏まえ、三位一体の改革につながる国と地方の事務事業のあり方、国庫補助負担金の廃止等に関する原案を十月を目途に作成し、私に提出してほしい。

その後、経済財政諮問会議の意見も聴きつつ、関係閣僚に検討してもらった上で、具体的方針をとりまとめたいと考えている。

損害保険 代理店

株式会社 千(ちさと)里

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1 - 11 - 32 全国町村会館西館内

☎ 03 - 5512 - 4726(代)

営業所(全国24か所)

◆ 総務省消防庁・厚生労働省 ◆

救急救命士の処置範囲拡大について検討

救急救命士制度の現状と課題

平成三年に創設された救急救命士制度は、発足から十一年経った現在、全国で約一万人の救急救命士が活躍するに至っている。救急救命士は、心肺停止など生命の危機に瀕した重篤な傷病者に対し、医師の指示のもとで医療機関に搬送されるまでの間、除細動や所定の器具を用いた気道確保といった救命救急処置を行い、救命率の向上を図るため導入され、これまで一定の効果を見せている。

こうした状況の中、昨年秋田県などで、救急救命士による気管挿管の実施事実が判明したことなどを契機として、その処置範囲の拡大を求める声や、関係者のみならずマスコミや世論で高まり、総務省消防庁と厚生労働省は、本年四月、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」(座長・松田博青(財)日本救急医療財団理事長)を設置し処置範囲の拡大に向けた検討に着手した。

研究会は、これまでに、運用の現状や効果、処置範囲の拡大に向けた具体的な内容の検討を行ってきた。現在、七月下旬頃を目途とした、中間報告のとりまとめに向けた検討が行われており、今回、こうした議論の動向を踏まえ救急救命士制度のあり方についてまとめてみた。

救急救命士制度の概要

救急救命士の資格は、五年または二十時間以上救急業務に従事した後、八三五時間以上の養成課程を修了し、国家試験に合格して初めて取得できるものである。現在、財団法人救急振興財団と全国十か所の政令市等に設置されている救急救命士養成所において、年間約一四〇〇名の

救急救命士が養成されている。

現行制度のもとにおける実際の処置範囲としては、災害現場に到着後、傷病者の観察を行い、救命処置が必要と判断した場合、医師の具体的な指示により、次の三つの特定行為を行うことが可能となっている。
半自動式除細動器を用いた電気ショックによる除細動

乳酸加リンゲル液を用いた静脈

路確保のための輸液

リンゲルアルマスキヤツウウェイチューブ等を用いた気道確保

については、心室細動といふけいれんを伴う不整脈により、心臓からの血液の拍出がなくなり、数分後には心停止を来すことから、一瞬強制的に電気を流し心臓全体を同時に興奮させることにより、同調律に回復せよとするものである。

(次頁・写真)

は、大量の出血時には輸血が必要となるが、救急現場ではこれを



●高規格救急車の車内

うのが困難なため、電解質液(乳酸加リンゲル液)で補つもの。また、心拍が停止して時間がたつと、点滴のための血管(静脈)注射が困難となるため、いち早く救急現場で静脈路を確保するための処置である。

(次頁・写真)

は、呼吸が停止し意識を喪失した状態では、舌の沈下等により気道を塞ぐ状況に陥ることがある、これを防ぎ気道を確保するため、チューブ状の器具により処置を施すもの。(次頁・写真)

救急救命士の運用状況

平成十三年四月一日現在、全国の救急隊総数は四、五六三隊で、救急隊員の総数は、五六、五五七人、うち救急救命士の資格を有する職員が、一〇、四九七人(全救急隊員の十八・六%)、運用されている救急救命士が、九、四六一人(同十六・七%)となっている。

また、救急救命士の乗車する救急隊の運用状況(平成十三年四月一日現在)についてみると、救急隊総数四、五六三のうち、救急救命士の運用隊数は、二、五九二で、その比率は五六・八%となっている。

総務省消防庁では、全救急隊における救急救命士の常時運用を目標に、その養成に取り組んでいる。

救急救命士の導入効果

消防庁の調べによると、平成十三年中に、家族や救急隊員に心肺停止の時点が目撃された傷病者数は、三

政 策

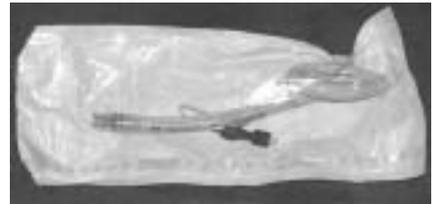
■ 現行の特定行為に用いられる資器材



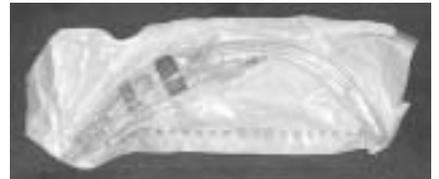
〔写真〕半自動式除細動器



〔写真〕乳酸加リンゲル輸液セット



〔写真〕ラリンゲアルマスク



〔写真〕ツーウェイチューブ

九、一五三人であった。この中で、救急救命士によって処置された傷病者二九、三八六人のうち、一か月後生存者の数は一、八三九人、比率が六・三％（A）であるのに対し、

一般救急隊員によって処置された傷病者九、七六七人のうち、一か月後生存者の数は三四〇人、比率は三・五％（B）となっている。救急救命士の導入効果として、（A）と（B）を比較してみると、そのポイント差は、二・八ポイント、一・八倍となっており、平成七年の〇・七ポイント、一・二倍、平成十一年の一・七ポイント、一・四倍と、年次を追う毎に導入効果の向上がみられる。

なお、平成十三年中について、一か月生存率から推定したところ、救急救命士の導入により、〇九七人が救命されたとしている。

一方、米国においては、パラメディックスと言われる救命士による

処置により、一か月生存者の比率は約十五％になっているとされ、我が国の救急業務は、今なお欧米諸国の水準には届かない状況にある。

■ 救急救命士の処置範囲の拡大について

研究会では、欧米諸国に比べ低い我が国の心肺機能停止患者の救命率の向上のため、次の三点を中心に早期に救急救命士の処置範囲の拡大を図るための検討を行っている。

❖ 医師の指示によらない除細動（電気ショック）の実施

心臓がけいれんして血液を拍出できない心室細動を除去するためには、一刻も早く除細動を実施することが重要とされており、医師の指示なしでもこれを行えなえるようにするもの。救急の現場で用いられてい

る電気ショックによる除細動器は、必要の有無を機械が判断し、人間は実施のボタンを押すだけで医師の判断の余地はなく、技術面でも現状の救急救命士で十分対応可能とされており、医師との連絡時間は救命上のロスタイムだとする声もある。

■ 気管挿管の実施

気道確保のため現在認められている器具は、管の先端を直接気管ではなく、背部に位置する食道に挿入し、食道などを閉鎖することにより気道の確保を図る「食道閉鎖式エアウェイ」や「ラリンゲアルマスク」「ツーウェイチューブ」等と呼ばれているものが使用されている。しかし、現

行の器具は搬送の際にすれやすく、気管挿管の方が確実であること、また、血液等により気道が塞がれたり、気道が断裂している場合などは、気管挿管によらなければ気道確

保が行えないといったことから、医師の指示のもとに気管挿管の実施を認めるべきであるとするもの。

■ 薬剤の投与

現在、静脈路確保のため用いられている乳酸加リンゲル液は、薬理作用に乏しいとされており、救命率の向上に大きな効果があり、すべての欧米諸国の救急隊に認められている次の薬剤の使用を認めるべきであるとするもの。

- ① エピネフリン（強心剤）
- ② アトロピン（強心剤）
- ③ リドカイン（抗不整脈剤）

これらの薬剤は、救急医療現場においても普遍的に用いられている基本的な薬剤であり、四肢の末梢静脈がうっ血し血管が表面に出てこない場合には、気管挿管による散布が有効であるともされている。

この救急救命士の処置範囲拡大については、制度発足の当初から気管挿管やリドカイン等の薬剤投与を認めるかについて検討されたが、見送られた経緯がある。

その後、平成七年には当時の総務庁が行政観察結果に基づき、処置範囲の拡大を勧告したが、平成九年、厚生省の検討会は、中長期的課題とする報告を行った。

最近では、昨年十月の秋田市における気管挿管事例の判明後、坂口力厚生労働大臣が、気管挿管を条件付きで認める方針を表明したり、六月十七日に公表された地方分権改革推

活 動

進会議の「中間報告」も消防制度における「直ちに検討・措置すべき課題」として、救急救命士の処置範囲の拡大を掲げている。

◆今後の課題

また、救急救命士の処置範囲拡大にあたっては、消防庁、厚生労働省はともに「メディカルコントロール体制の整備」を挙げている。この「メディカルコントロール体

制」とは、医師が常時かつ迅速に指導助言を行い、救急活動を医学的見地から事後検証し、実習等による救急救命士への教育する体制の確立を指す。しかし、この体制の確立には、人員や予算の問題、自治体と病院との関係や地域的な特異性など様々な課題が残されている。政府は、平成十五年度末までに全国の構築を目指しているが、その整備状況は少数にとどまっている。

ところで、一一九番通報から救急隊が到着するまでの全国平均時間は、平成十二年の平均で六・一分となっている。脳が酸素なしで生きていられる時間は、わずか三〜四分といわれており、たとえ医師に引き継いでも意識(脳)を回復させることは非常に困難とされ、心肺停止者の救命率の向上には、救急隊が到着するまでの間、そばにいる住民の心肺蘇生法(CPR)による応急手当が

救急救命士の処置範囲拡大に関する要望を決定

全国町村会

全国町村会では、六月二十一日に開催された常任理事会で、「救急救命士の処置範囲拡大に関する要望」を次の通り決定し、政府や関係国会議員等に対し要望書を提出した。

ある。

については、下記の救急救命処置の範囲拡大について、早急を実現されたい。

記

救急救命士の処置範囲拡大に関する要望

平成三年度に創設された救急救命士制度は、着実にその実績を重ね、救命率の向上に大きく貢献し、今日では国民生活に深く定着している。

しかしながら、救急救命士に認められている処置範囲については、昨年、一部地域で現行では認められていない気管挿管が実施されていたことが明らかになったことを契機に、改めて処置範囲の見直しによる質的充実を求める声が高まっている。

現在、国において、救急救命士の業務のあり方等について検討が行われているが、一層の救命効果の向上を目指し、患者や家族の視点に立った見直しが必要で

1 より迅速な除細動を実施するため、医師の具体的な指示なしでの除細動が可能となるよう、早急な対応を図ること。

2 気道確保について、嘔吐物や吐血が多量な場合等、現在認められているラリングアルマスク等の器具で対応できない場合があることから、気道確保の選択肢の一つとして、気管挿管を医師の具体的指示の下に行うことを認めること。

3 薬剤投与については、救命率の向上に大きく貢献するものと考えられることから、医師の具体的な指示の下に一定の薬剤使用を認めること。

極めて重要となる。(心肺停止後三分以内に心肺蘇生を開始すれば、約七十五%とされる救命率が、五分経過後は、二十五%にまで低下するとされている。)



家族や友人、職場の同僚などが事故や災害に遭遇したとき、「助けたい」という思いはあっても、助ける術を知らなければ、いざという時その人を救うことはできない。

全国の消防機関では、救命率の一層の向上を図るため、住民に対する心肺蘇生法(CPR)の実技指導を中心とした、普及講習の実施を積極的に進めている。一人でも多くの人々が、こうした機会を捉え技能を習得し、救急救命士の処置範囲の拡大と相まって、かけがえのない命を救うため努力することが求められている。

情 報

カプセル Now & New

郵便局に証明書交付 北海道
事務の一部を委託 上磯町

町は、郵政官署法施行に伴い証明書交付事務の一部を有償で委託する契約を町内四郵便局と結んだ。委託するのは住民票、戸籍謄抄本、地方税証明書、印鑑登録証明書の交付事務で、委託料は四郵便局合わせて半年で約三十二万円。十月一日からサービスを開始する。

松島をテーマにした 宮城県
絵画展開催へ 松島町

町は、町の景勝地・松島をテーマにした全国絵画公募展「アート・フル・松島」を開催する。絵画を通じて、より美しく、芸術的な松島の新しい魅力を知ってもらおうのがねらいで、今回三回目。現在出展作品を公募しており、今秋、入選作品を町内ホテルで展示していく。

白神山地イメージ 秋田県
ソングのCDを制作 八森町

町は、白神山地のイメージソング「悠久の都 My Home Town」のCDを制作した。作曲は同町出身で元オフコースのギタリストである松尾一彦さんで、歌詞は全国から募集。歌は、しらいみちよさんの独唱と八森中学校の全校生徒のコーラスなどで収録されている。

物産館 福島県
「尾瀬街道 みしま宿」開館 三島町
町は、町の中心部を通る国道

原稿募集!

あなたのまちのユニークな施策等の情報をお寄せ下さい。

*百二十字程度の原稿を郵送・FAX又はE mailで全国町村会広報部までお送り下さい。

252号沿いに物産館「尾瀬街道 みしま宿」を開館した。同館は鉄筋コンクリート造り二階建てで、一階ではきり細工など工芸品の展示・販売と地域情報の案内を行い、二階には展望デッキを設け、町や奥会津地域をPRしている。

若手職員で夏の 栃木県
イベントを企画 下大平町

これまで夏のイベントがなかった町では、若手職員を中心に実行委員会をつくり夏のイベントの具体的な内容について検討した。企画立案に参加した職員は、男性十二人、女性十人でいずれも二十五歳以下。若年層の町民にも参加してもらい、イベントを開催していく。

秋分の日に 千葉県
ロードレースを開催 千倉町

町では、恒例の一大イベント「ロードレース千倉」を九月二十四日の秋分の日に開催する。町や町観光協会などが主催するイベントで今年で三十二回目を迎えた。種目は男女ハーフマラソンと同10km。ハーフは二時間三十分以内で完走できる人であれば参加できる。

任意の合併協議会 山梨県
を設置 須玉町など

須玉町、高根町、長坂町、白州町、大泉村、明野村、武川村の七町村は、任意の合併協議会を設置した。事務局は、須玉町の農業担い手センターに設置され、各町村の職員一人ずつと県

職員一人など計九人が常駐。協議会は首長や議長議長などで構成され、検討を進めていく。

地域づくりの達人 新潟県
を全国公募 板倉町ほか

新井市、板倉町、妙高高原町、妙高村、中郷村で構成される新井頭南広域行政組合は、滞在型達人創作支援事業の一環として、地域づくりのアイデアを持った達人を全国公募し、六人の達人を選んだ。地元滞在中、住民とともに地域づくりのアイデアを出してもらう。

小中学生対象の 長野県
大正琴教室を実施 浅科村

村は、完全学校週五日制に伴い休日となった土曜日の午前中(月二回)に、小中学生を対象にした大正琴教室を実施している。参加は無料で、高齢者の参加も歓迎しており世代間の交流も促進していく。また、野山や川で自然に親しんでもらう村内冒険も年三回実施していく。

新しい市の 岐阜県高富町
名称を全国公募 ほか二町村

高富町、美山町、伊自良村の三町村は、法定合併協議会を設置し、平成十五年四月の合併に向け検討を進めているが、誕生する新しい市の名称は十候補に絞り、その中から協議会で決定していく。応募者には名付け親大賞などの賞品を贈る。

医大一年生を対象に 愛知県
救命講習会を実施 長久手町

高度救命救急センターが開設されている愛知医科大学がある町は、同大学の一年生を対象に救命講習会を実施した。九八人の新医学部生が参加。町の消防職員や救急医、同大学在学学生が人工呼吸や心臓マッサージなどの心肺蘇生法の実技指導を行った。

町は、戸籍謄抄本や住民票、印鑑登録証明書などの発行をインターネットで申し込めるサービスを試験的に開始した。松江市のテクノプロジェクトが取り組むASP事業(インターネット)による業務システム提供サービス)事業の一環で、半年間実施し利便性を検証する。

ふるさと 岡山県
メッセセンター事業を実施 矢掛町

町は、都市との交流事業の一環として、町の特産品を発送する「ふるさとメッセセンター事業」を実施している。ふるさとメッセセンター推進協議会事務局が注文を受け、イチゴ、アスパラガス、ぶどうのピオーネ、ナシなどを発送している。

職員が牛肉・鳥肉専用 鹿児島県
商品券を購入 串良町

町は、狂牛病や食肉偽装表示問題などでダメージを受けた町内畜産農家を支援していくため、役場全職員が毎月二十一日の給料日に、町商工会が発行している牛肉と鳥肉専用の商品券を購入している。四月から九月までの半年間実施していく。

カプセル Now & New

【味覚歳時記】

かりんとつばはミネラルが豊富

こんな暑い時のお茶の時間におすすめるのは、「かりんとつ」と「アイスティー」。

「花林糖」と「冷たい紅茶」というほうが、涼しげです。こんな懐古調はなぜか涼を誘うのです。

そうです、花林糖は古く懐かしいお菓子です。その原型は、平安時代に中国から渡来したといわれています。いまの形のは、明治八(一八七五)年ごろから東京・下町の庶民の間に広まった。浅草仲見世の飯田屋が元祖、と伝えられています。

小麦粉に砂糖とごく少量の重曹を加え、水でこねる。強く固くこね上げる。それを厚さ六ミリほどにのばし、幅一センチ弱、長さ五センチほどに切り、油できつね色に揚げ、黒糖の蜜をからめたもの。白砂糖をからめたものをはじめ、バリエーションがありますが、やはり花林糖は「黒糖」です。黒糖はミネラルの含有が抜群です。鉄分が白砂糖の四七倍、カルシウムが二四〇倍、カリウムが一〇〇倍も。

冷たい紅茶より「冷たい番茶」がもれません。

一〇〇円アイスに工夫

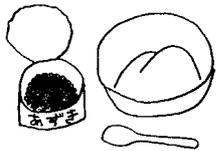
暑さしのぎで手っ取り早く効き目

があるのは、冷たいものを食べること。冷房完備の現代では、その必要も薄らいでいるものの、やはり暑いときはかき氷やアイスクリームのたぐいがほしくなります。一〇〇円アイスから高級アイスまで、カップありスティックあり、そしてストロベリー、ラムレーズン、抹茶、チョコ、ナッツなどはおなじみですが、そのほかもろもろ変わりアイスの多いこと。選択に迷います。

高級アイスは「さすが、値段だけのことはある」などとも思いますが、一〇〇円アイスは低脂肪でヘルシー。捨てたものではありません。

一〇〇円のラクトアイス・パニラをベースに好みのものをトッピングふうにかいたり混ぜたりしてみる。手始めに缶詰のゆで小豆など。小豆は、ヘルシーな豆の一つとして定評があります。パニラアイスと小豆がなかなかです。思いつくままやってみるといい。しゃれた小鉢とスプーン。道具はこれだけ。

暑気払いをしながらの思わぬ味との出会いが楽しいもの。



サマージャンボ宝くじが1枚300円で発売!

* 発売期間 平成14年7月22日(月) ~ 8月9日(金)

* 抽せん日 平成14年8月20日(火)

1等・前後賞合わせて3億円!

2等も1億円! 億万長者が172人!

1等 2億円×43本/前後賞各 5,000万円

2等 1億円×129本

当たり実感のある少額賞金が大幅に増加!

4等 10万円×4,300本

5等 1万円×860,000本

6等 3,000円×4,300,000本

ラッキーレジャー賞 50万円×430本



(この写真は平成14年度のポスターの図柄です)

財団法人 全国市町村振興協会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-3-3
電話 03-3237-9741

随 想

「ヤマセ」という風が
もたらしたもの
 岩 手 県 長
 野 田 村
 中 川 正 勝

岩手県北部の太平洋に面した我が野田村は、人口五、五〇〇人、面積八〇平方キロメートルの中山間地域の小さな村である。明治二十二年に二村が合併して現在に至っている。

農林水産業が基幹産業であるが、海外からの輸入物の増大や産地間競争の激化に加えて、現在の経済状況により厳しい局面を迎えている。古くから、我が村に限らずこの地方は、北国というハンデの他にこの地方特有の厳しい風土、ヤマセという風に悩まされて来た。

ヤマセとは、春から夏にかけて冷たく湿った北東風のことであり、濃い霧や小雨を伴い、時として二ヶ月から三ヶ月も断続的に発生することがあるのである。ヤマセの霧は、太陽光を遮ることから日照不足と低温を招き、必然的に

稲が不稔となり、飯米はおろか種籾すら確保できないのである。農業に悪影響を与えることからこの風のことは別名「凶作風」あるいは「餓死風」と呼ばれる。ヤマセ風土に暮らす人々の生活、文化は、常に冷害との闘いでもあったが、これは決して遠い過去の話ではない。昨年も冷害により水稻の作況指数が一〇〇を割ったが、近年では私が村長に就任した年の平成五年は大冷害であった。全国的にも冷害であったが、岩手の我が村を含む東北地域は取り分けその状況は酷く、収穫ゼロという状態であった。飯米用の細長いタイ米が店頭には並べられたが、翌年の作付用種籾の確保対策が県ならびに市町村の緊急な課題であった。翌年の田植え時期まで半年しかないのであるから当然である。県において以前より、寒さに強い品種

の改良研究を進めており、ほぼこの時に新品種が出来ていたのであるが、希望農家に配るだけの量がないことが問題であつたらしい。この問題を解決したのが県職員の一言であったと聞く。それは、日本で二期作を行っている最も南の石垣島の農家に作付けをお願いするというものである。勿論、このことにより翌年の作付けは無事に済んだのであるが、岩手と沖縄を結んだ米ということから「かけはし」と命名され、以来、うるち米の王者として村内外の水田を支配している。寒さに強い分病気に弱いという点が欠点であり、薬剤散布などの管理に充分の注意を払わなければならない品種である。現在の世においては、大冷害になつたからといって餓死者がでるなどということは無知であるが、道路や物流体系が発達していない当時の歴史には、そのことが記されているのである。このような歴史の中で、冷害にも比較的強いヒエやアワなどの雑穀が主食であり、その文化が今でもこの地方に残っている。また、農耕馬としても貴重であった馬は、現金収入の道としても同様であり、その生産が盛んに行われたのである。

この地方の馬は「南部駒」と呼ばれ、戦時中の軍馬として名高かつたようである。いつの世でも、人間の生きるといふ執念に凄

いものがあるが、ヤマセで喰えないなら他のもので生命を繋ぐというのである。それは、眼下に広がる太平洋の海水を煮詰めての製塩であった。日本列島四面海であるのに何故？であるが、断崖絶壁が連なるリアス式の海岸線の中でも野田海岸が三・七キロメートル余の砂浜があり海水が汲み易い、鉄山が多く鉄釜が安く入手しやすい、塩木山が海近くにあったこともあり、八基もの釜屋が建ち並んだという。

一旦、釜に火を入れたら少量の海水を注ぎ足しながら、一昼夜寝ずの番の仕事である。「直煮法」と呼ばれる方法であるが、こうして焚かれた塩は、平道は馬、山坂道には牛と使い分けながら北上山地を越えて盛岡近在や花巻、沢内遠くは秋田の鹿角方面まで駄送され、玄米や他の穀類と等交換されたのである。駄送は、荷崩れさせない牛のほうが多く、内陸部の人達からは「野田ベコ」と呼ばれ、野田からのルートを「野田ベコ塩の道」と称するのである。

今、牛の群を追う牛方が歩いた道を辿るイベントや塩焚き体験が盛んに行われているが、明治三十八年の専売制から遅れること五年、明治四十三年にすべての製塩は廃止されたのである。

政策リーダー

政策リーダー

市町村道幅5メートルでも整備可能に 国土交通省

国土交通省はこのほど、社会資本整備審議会（国土交通大臣の諮問機関）道路分科会の基本政策部会に「地域に応じた道路構造の検討について」の資料を提出した。

全国一律の構造規格から、地域に応じた道路を整備するため、「ローカルルールづくり」を検討する。これは、山間部等の交通量の少ない道路であれば全幅七メートルを五メートルに、また、自転車歩行道は必要に応じて設置を認める。

これまでは、道路構造令により車道七メートルと歩道・自転車道三メートルの計十メートル以上の幅が必要とされる構造基準が画一的に適用され、山間部等ではほとんど使用されない歩道もあった。

新ルールは、地方の道路整備を効果的に進め、景観や自然環境に配慮した地域になじむ道づくりを推進し、歩行者・自転車交通を重視する。

今後、道路幅を五メートル以上に緩和することとし、すれ違える待避所を多めに設け、バス等大型車同士がすれ違えるようにする。また、必要に応じて学校周辺などに歩道、自転車道を設置する。

なお、道路分科会は、七月中に道路政策や行政手法についての中間報告をまとめる。

「軽自動車税の申告手続等のあるり方に関する検討分科会」始まる

全国地方税務協議会は、この度「軽自動車税の申告手続等のあるり方に関する検討分科会」を設置、軽自動車税の申告書様式の統一化にむけて、町村（香川県仁尾町）からの委員を交え、検討を行うこととなった。

申告書等の様式の統一化の検討については、平成十三年三月に閣議決定された規制改革推進三ヶ年計画に盛り込まれたことを受けて、規制改革を推進し国民の負担を軽減するという観点から検討を行うこととなった。

審議する内容については、現在、各地方団体において条例によりそれぞれ設けている軽自動車税の申告様式等について様式の統一化の検討を行うとともに、併せて、軽自動車税の申告のあり方に関して検討し、将来の自動車関係諸税のワンストップサービスの実現に向けた取組みを行う。

今後、同分科会は、十月までに統一申告様式をまとめ、十月末に申告様式改正作業、通知発出を行うこととしている。

中間とりまとめ(案)を発表 地球環境保全と森林に関する懇談会

農水省と環境省が設置した有識者による「地球環境保全と森林に関する懇談会」は、このほど中間とりまとめ(案)を発表した。農水・環境両省は、中間案の提言を、来年度予算概算要求に役立てる方針。

中間案では、温室効果ガス削減のため、森林の整備・保全を積極的に推進することは、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水資源の涵養、雇用の創出などの効果もあると指摘。そのための対策として、効率的な林業生産の実現のための経営の大規模化や、森林施業の委託等への支援、地産地消運動の積極的な推進や木質バイオマスの利用の促進、森林整備の効率的な実施のための、自然環境に十分配慮した路網の整備、地域ごとの自然的・社会的条件に応じた里山林の整備・保全、学校教育における森林学習や学校林等を活用した体験学習の実施、森林整備のための人材の育成や、森林管理のフィールドワークを担える技術者の育成、地元住民の雇用やNPO等の参加による、保護地域の森林や里山林などの保全・管理の充実等を挙げている。

また、安定的な財源の確保に向けて、環境税等の税財源措置なども含めた様々な角度からの検討が必要であるとしている。

懇談会は、中間案を踏まえ、八月に最終報告書を取りまとめることとしている。